

平成18年9月1日

静岡市長 小嶋 善吉 様

静岡市市民自治推進審議会
会 長 日詰 一幸

(仮称) 静岡市市民参画推進条例素案について (答申)

平成17年10月20日付け17静総総第1876号にて当審議会に諮問された(仮称)静岡市市民参画推進条例素案について、下記のとおり要綱として取りまとめましたので、同条例制定に向けての意見を付して答申します。

記

1 (仮称) 静岡市市民参画推進条例素案要綱 別添のとおり

2 条例制定に向けての提言(附帯意見)

今後の(仮称)静岡市市民参画推進条例(以下「条例」という。)の制定手続に当たっては、当審議会での主要な論点となった次の事項に留意されるよう提言します。

(1) 総論的事項について

ア 静岡市自治基本条例との整合性について

この条例は、静岡市の最高規範として昨年4月に施行された静岡市自治基本条例の主要な条文の委任を受けて制定される条例であることから、条例制定に当たっては、十分に静岡市自治基本条例の趣旨を反映し、整合を図る必要があります。

イ 市民参画の土壌の形成について

この条例により市民参画制度を構築、整備し、これを効果的に運用していくには、市民参画の前提となる土壌の形成が必要不可欠となってきます。そこで、以下に掲げる事項に留意し、この点を促進していく必要があります。

- ① 市民と市又は市民同士の意見交換の場においては、肯定的で建設的な意見が出る気運を高め、良好な信頼関係に基づいたコミュニケーションを促進していくこと。
- ② 市民、市の双方が市民参画に対する理解を深めることで、ともに市民参画を推進していくという意識の醸成を促していくこと。

ウ 市民参画に対する視点について

多様化かつ潜在化する市民意見や市民ニーズに的確に対応していくためには、市民からの問題提起を待つだけではなく、市が自ら市民の中に出向き、新たな課題を発掘していくことも重要になってきます。

また、市民参画の推進に当たっては、努力・勤勉・誠実さなどが尊重される

とともに、社会的弱者が救済されるような、これからの市民社会において求められる価値観も考慮した取り組みが求められます。

エ 条例の適正な運用について

条例の具体的な運用に当たっては、市民、市職員の双方に分かりやすく、活用しやすくするためにも、条例解説書や運用マニュアルなどを作成することが効果的であると考えます。

オ 市議会への市民参画について

多様化する地域課題を市民と市が協働して解決していくためには、行政の分野への市民参画だけではなく、今後においては、市議会の分野への市民参画のあり方も議論し、市民・市議会・行政が一体となった市民参画の推進が求められます。

(2) 市民参画手続について

ア 市民参画手続における基本的な考え方

市民参画手続を制度設計する上では、市民参画の機会の確保と市民意見の効果的な市政への反映という観点から、行政の裁量の幅を縮小し、市民が主体的に使いこなせる仕組みを構築することが必要であると考えます。

イ 市民参画手続の方法の開発、研究

市民参画を継続的に推進していくためにも、市民参画手続の方法について、新しい方法を開発、研究していく視点も重要なことであり、また、市民が広く能動的に意見を述べる提案制度などの仕組みも今後検討していく必要があると考えます。

(3) 行政需要への的確な対応について

施策の推進に当たっては、安易に施策の効率性を求めるのではなく、広く市民ニーズを把握し、的確に行政需要に対応していくことが求められます。

これには、民間企業などで既に行われているマーケティング（※1）の手法を行政にも取り入れることが有効であると考えます。その効果としては、市民参画の推進の観点からは、市民参画手続の的確な運用を担保、補完するだけでなく、サイレントマジョリティ（※2）などの声なき声の意向把握を可能とします。

また、行政におけるマーケティング手法の導入は、行政上の危機管理の向上にも効果的であると思われます。

〔注釈〕

※1 マーケティング

企業が商品・サービスに対する消費者のニーズを調査し、供給する商品・サービスや販売活動の方法などを決定することで、生産者から消費者への流通を円滑にする活動。行政では、市民のニーズや満足度などを専門的、総合的に調査分析して、政策立案など都市経営に活かしていく活動をいいます。

※2 サイレントマジョリティ

公の場で意思表示をすることのない大衆の多数派。物言わぬ大衆。